

公募公告

若狭湾サイクリングルートモニュメント制作・設置業務に係る企画提案書の提出を求めるため、次の通り公告する。

令和8年9月11日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公示業務」という。）の名称

若狭湾サイクリングルートモニュメント制作・設置業務

(2) 業務内容

別添の「若狭湾サイクリングルートモニュメント制作・設置業務に係る企画提案（プロポーザル）実施要領」、「仕様書」および「委託契約書（案）」参照

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

(4) 提案上限額

委託金額の上限は、7, 150, 000円（消費税および地方消費税を含む）とする。

2 応募要件

本委託業務の実施に必要な能力を有する単独企業、または本業務受託のために結成された共同企業体（JV）であり、それぞれ次の要件すべてを満たすこと。

(1) 単独企業

- ① 福井県競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- ③ 本業務の参加資格認定の日において県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続きの開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥過去に企業や官公署と種類や規模をほぼ同じくするモニュメント・看板等の製作・施工実績を受託し、誠実に事業を実施した実績を有すること

(2) 共同企業体

- ①全ての構成員が、前号の②～⑤の要件を全て満たしていること
- ②構成員のいずれかが、前号の①に掲げる要件を満たしていること
- ③構成員のいずれかが、前号の⑥に掲げる要件を満たしていること
- ④各構成員が、本プロポーザルに参加する他の単独企業、他の共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと

3 参加資格の認定の申請手続き

(1) 提出書類および提出方法

企画提案書を提出しようとする者は、令和8年9月24日（木）17時までに「参加申込書」（様式1）に、下記の書類を添付したものを持参、郵送（必着）またはE-mail（必着）にて、福井県嶺南振興局若狭湾サイクリングルート推進室（以下「県」という。）へ提出すること。

なお、E-mailで提出する場合は、件名を「【事業者名】わかさいくるモニュメント制作・設置公募 参加申込」とし、送付後、県まで送付した旨を電話にて連絡すること。ただし、電子データの合計容量が10MB以上となる場合は、事前に県へ連絡し、県が指定する大容量ファイル受信システムにより提出すること。

【必要書類】

- ① 会社概要書（様式2、または様式2-2）
- ② 福井県競争入札参加資格通知書の写し
- ③ 過去に実施した、仕様書記載のモニュメント・看板等と同程度以上の施工内容が分かる契約書、仕様書および実績報告書の写し
- ④ 企画提案参加資格誓約書（様式3、または様式3-2）

(2) 提出場所および連絡先

〒914-0811

福井県敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎別館2階

福井県嶺南振興局若狭湾サイクリングルート推進室

メールアドレス：wakacycle@pref.fukui.lg.jp

電話番号 0770-47-5422

(3) 提出資料の様式等

①交付期間

令和8年9月11日（金）～令和8年9月24日（木）17時まで

②交付場所

3（2）と同じ

なお、若狭湾サイクリングルート推進室ホームページからもダウンロードすることができる。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakacycle/wakapro.html>

(4) 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年9月25日（金）までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

(5) 参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

- ① 企画提案書の提出者として選定されなかった者は、通知を受けた翌日から起算して5日（閉庁日含まない）以内に説明を求める旨を記載した書面（書式は自由）を持参、または郵送等（一般書留または簡易書留）により提出し、非選定理由について説明を求めることができる。
- ② 県は、説明を求める者に対し、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（閉庁日含まない）以内に書面により回答する。

4 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年10月9日（金）17時（必着）

(2) 提出方法 郵送、持参またはE-mailの送付

(E-mailの場合、件名は「【事業者名】わかさいくるモニュメント制作・設置公募企画提案書」とし、送付後、県まで提出した旨を電話にて連絡すること。なお、電子データの合計容量が10MB以上となる場合は、事前に県へ連絡し、県が指定する大容量ファイル受信システムにより提出すること。)

(3) 企画提案書の内容

参加資格を有すると認められた者は、プロポーザル実施要領の提出様式1～2により、郵送、持参の場合は下記の資料を各9部提出すること。

メールの場合は、ア、イ、ウの内容をそれぞれ1つのPDFに統合し、「ア 企画提案書（提出様式1）」、「イ 経費見積書（提出様式2）」、「ウ その他」と命名したPDFファイルを添付して提出すること

① 提出資料

ア 企画提案書（提出様式1）

- ・モニュメント設置に対する考え方、全体的なコンセプト
- ・構造計画の方針
- ・モニュメント設置イメージ
- ・業務体制
- ・工法、工程スケジュール
- ・その他（参考資料）等

イ 経費見積書（提出様式2）

ウ その他の資料

② 提出場所および連絡先

3（2）と同じ

(4) その他

提出された企画提案書について、県から内容に関する質問および補正を命じることがある。

また、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

5 公示業務に関する質問

(1) 提出方法

質問がある場合は、令和8年9月24日（木）12時までに質問書（様式4）に質問内容を記載し、E-mailにより提出した後、電話連絡すること。

(2) 回答

質問への回答は、令和8年9月24日（木）までにE-mailにて回答する。

ただし、軽微な質問については、口頭等により回答する場合がある。

6 審査および提案者の選定

(1) 提案者の選定方法

別に定める「若狭湾サイクリングルートモニュメント制作・設置業務に係る企画提案（プロポーザル）実施要領」に基づき、審査会において企画提案書および提案価格（見積価格）について審査を行い、評価点数の総合得点により、最優秀企画提案者を選定する。

(2) 提案者の選定時期

10月下旬（予定）に審査を行い、選定後速やかに書面により通知する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

7 参加報酬 参加報酬は支払わない。

8 委託契約に係る契約書作成の要否 要

9 その他

(1) 企画提案書等提出書類の作成等に要する経費については、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) その他、不明な点については、県（TEL：0770-47-5422）に照会すること。

10 問い合わせ先

- ・宛先 〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎別館2階
- ・担当 福井県嶺南振興局若狭湾サイクリングルート推進室
- ・電話/FAX 0770-47-5422 / 0770-22-0243
- ・E-mail wakacycle@pref.fukui.lg.jp（土・日・祝日を除く8時30分から17時まで）